

# 2023年度



もも組  
(0歳児)



いちご組  
(1歳児)



ぶどう組  
(2歳児)



れもん組  
(3歳児)



りんご組  
(4歳児)



めろん組  
(5歳児)

社会福祉法人 佐伯民生福祉会

**みなとこども園**

TEL 0972-22-5399

FAX 0972-22-5336

# 保育所型認定こども園

# みなとこども園

## 入園のしおり (2023年度 重要事項説明書)

### 1. 設置運営主体

|           |                |
|-----------|----------------|
| 名 称       | 社会福祉法人 佐伯民生福祉会 |
| 所 在 地     | 佐伯市蟹田7番12号     |
| 電 話 番 号   | 0972-22-0644   |
| 代 表 者 氏 名 | 理事長 西嶋信子       |

### 2. 施設概要

|             |                |           |
|-------------|----------------|-----------|
| 施 設 の 種 類   | 保育所型認定こども園     |           |
| 施 設 の 名 称   | みなとこども園        |           |
| 施 設 の 所 在 地 | 佐伯市鶴谷町1丁目5番15号 |           |
| 連 絡 先       | 0972-22-5399   |           |
| 管 理 者       | 園長 三輪芳嗣        |           |
| 利 用 定 員     | 1号認定園児         | 2号・3号認定園児 |
|             | 10人            | 70人       |
| 開 設 年 月 日   | 令和5年4月1日       |           |

### 3. 施設の目的・教育及び保育の方針

【目的】子どもの集団生活の第一歩は、まず保育士との出会いからはじまります。当園では、保育士への信頼感にもとづいて、まず安定した気分を持たせながら集団生活の楽しさを体験していき、友達を求める子どもの欲求と集団の中で子どもを育てたいという親の願いを軸にして、集団生活を進めていきます。そして一人一人の能力を最大限に発揮させ、自立と正しい仲間関係を育て上げることを目的とします。

#### 【教育・保育方針】

#### 教育・保育理念

子ども一人ひとりを大切に、保護者からも信頼され、地域に愛されるこども園をめざします。

#### 教育・保育方針

- ・豊かな人間性をもった子どもを育てる

#### 教育・保育目標

- ・たくましい子ども育つように
- ・明るい子どもに育つように
- ・やさしい子どもに育つように

#### 4. 施設・設備等概要

##### 施設

|    |      |              |
|----|------|--------------|
| 敷地 | 敷地面積 | 1,369.73㎡    |
|    | 園庭   | 500㎡         |
| 園舎 | 構造   | 鉄筋コンクリート造2階建 |
|    | 延床面積 | 707.87㎡      |
|    | 築年月  | 平成19年3月      |

##### (主な設備)

| 設備      | 部屋数 | 備考   |
|---------|-----|--|
| 乳児室     | 1   | もも組(0歳児)   |
| ほふく室    | 1   | いちご組(1歳児)  |
| 保育室     | 4   | ぶどう組(2歳児)<br>れもん組(3歳児)<br>りんご組(4歳児)<br>めろん組(5歳児) |
| 調理室     | 1   |  |
| 職員室・医務室 | 1   |  |

#### 5. 職員配置状況

| 職種 | 園長 | 保育士 | 調理員 | 看護師 | 用務員 |
|----|----|-----|-----|-----|-----|
| 人数 | 1  | 16  | 3   | 1   | 1   |

#### 6. 嘱託医

内科医 簀戸聖子 (すどクリニック) 電話 28-7711

歯科医 脇田祐輔 (わきた歯科医院) 電話 23-8241



## 7.保育時間等

### 【教育標準時間（1号認定者）】

|         |  |
|---------|--|
| 平 日     | 月曜日～金曜日  |
| 休 園 日   | 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月30日～1月4日）   |
|         | 学年始休業 4月 1日～4月 7日  |
|         | 夏季休業 7月21日～8月24日   |
|         | 冬季休業 12月25日～1月 7日  |
|         | 学年末休業 3月27日～3月31日  |
| 保 育 時 間 | 8時00分～14時00分   |
| 預かり保育   | 7時00分～8時00分・14時00分～18時00分<br>別途料金が発生します（別表2）<br>希望される方は「預かり保育申込書」を提出していただきます |
| 延長保育    | 18時00分～18時30分別途料金が発生します（別表2）   |
| 給 食 費   | 月額3,700円（別表1）  |

### 【標準保育時間（2・3号認定者）】

|         |                              |
|---------|------------------------------|
| 平 日     | 月曜日～土曜日                      |
| 休 園 日   | 日曜日、祝日、年末年始（12月30日～1月4日）     |
| 保 育 時 間 | 7時00分～18時00分                 |
| 延長保育    | 18時00分～18時30分別途料金が発生します（別表2） |
| 給 食 費   | 2号認定者 月額5,000円（別表1）          |

### 【保育短時間（2・3号認定者）】

|         |  |
|---------|--|
| 平 日     | 月曜日～土曜日  |
| 休 園 日   | 日曜日、祝日、年末年始（12月30日～1月4日）                                 |
| 保 育 時 間 | 9時00分～17時00分   |
| 延長保育    | 7時00分～8時30分、17時～18時00分、<br>18時00分～18時30分 別途料金が発生します（別表2） |
| 給 食 費   | 2号認定者 月額5,000円（別表1）                                      |

## 8. 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

当園に対し、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

ただし、基本的に3歳児以上は保育料は無償化、3歳児未満も一部無償化されています。

### (2) 給食費…別表1

### (3) 預かり保育・延長保育等に係る利用者負担金…別表2

### (4) その他利用者負担金…別表3（写真代、交通費を除く）

### (5) お支払方法

上記（1）～（4）を口座引き落としで行います。

金融機関は大分銀行です。

毎月**20日**に引き落とします。（20日が土・日・祝の場合は次の銀行営業日）

※口座引き落としができなかった場合は、現金でお支払いください。

※保育料等は当月分を翌月に引き落としします。

例：4月分は5月20日に引き落とします。

## 9. 退園・休園・契約解除に関する事項

### 退園

退園もしくは転園する時は、退園等希望日の1ヶ月前までに1号認定児は退園届を当園に、2号・3号認定児は市役所に退所届を提出してください。

### 休園

病気等の理由で休園を希望されるときは、速やかに園長に申し出てください。

### 契約解除

下記の案件に該当する場合は、契約解除（退園）になる場合がありますので、ご注意ください。

なお、下記の（1）（2）の要件に該当しそうな場合は、事前にご相談ください。

- (1) 正当な理由がなく、保育料・利用料負担金が3ヶ月以上未納の場合
- (2) 正当な理由がなく、1ヶ月以上休んだ場合
- (3) 保護者等が当園の施設及び当園の近隣地域、教育・保育に従事する職員、または他の利用者（園児・保護者）に対して、重大な背信行為を行った場合
- (4) その他、前号（3）以外に、園長と保護者の間で協議を行ない、当園の利用を継続することが園児の健やかな成長・園の健全な運営を妨げると判断した場合

## 10. 苦情等に関する相談窓口

苦情・意見・相談等の受け付け窓口を設置しています。申立方法は、面接・電話等なんでも結構です。園長・主任保育士または相談委員（下記参照）にご連絡ください。園の意見箱に直接投函されても結構です。

但し、以下の申し立ては除外となります。

- ・当該苦情等に関する事実のあった日から1年以上経過しているもの。
- ・国の制度に関するもの。
- ・保育料に関するもの。
- ・職員の人事に関するもの。
- ・保護者が行う行事等に関するもの。
- ・匿名のもの。

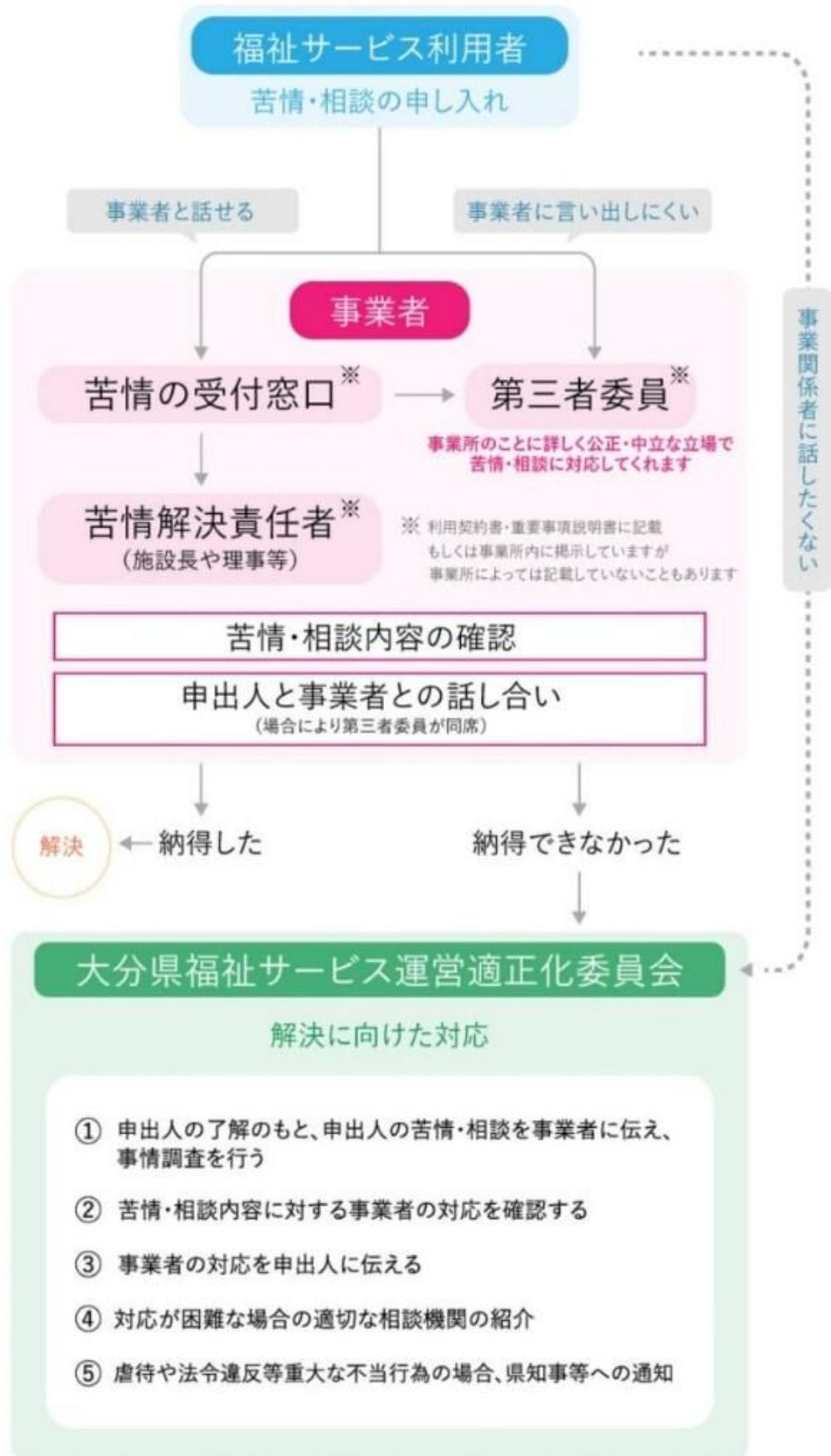
| 保育園名    | 相談委員  | 電話            | 苦情解決責任者 | 苦情受付担当者 | 電話      |
|---------|-------|---------------|---------|---------|---------|
| みなみこども園 | 大司 毅  | 23-4088       | 後藤 裕司   | 河合 良子   | 23-0567 |
| みなとこども園 | 高野 慎吾 | 090-4777-4429 | 三輪 芳嗣   | 宮崎 美穂   | 22-5399 |
| 八幡保育園   | 染矢 博史 | 23-6003       | 富高 新一   | 高橋 喜美代  | 27-7661 |
| さいきこども園 | 染矢 幸子 | 23-0671       | 小野 正司   | 田原 尚美   | 22-0644 |
| 長島保育園   | 郷司 厚子 | 22-7916       | 村上 秀雄   | 石田 範子   | 24-0522 |

## 11. 福祉サービス相談について

毎月第3水曜日に「福祉サービス相談」を行っています。

※毎月第3水曜日（16:00～17:00）

| 会場      | 相談委員  | 開催月    | 開催月    | 開催月 |
|---------|-------|--------|--------|-----|
| みなみこども園 | 大司 毅  | 2023.4 | 9      | 2   |
| みなとこども園 | 高野 慎吾 | 5      | 10     | 3   |
| 八幡保育園   | 染矢 博史 | 6      | 11     | 4   |
| さいきこども園 | 染矢 幸子 | 7      | 12     | 5   |
| 長島保育園   | 郷司 厚子 | 8      | 2024.1 | 6   |



## 12. 非常災害時の対策

当園は、非常災害時には別途定める消防計画書により対応します。

|       |  |
|-------|--|
| 消防設備  | ・自動火災警報設備<br>・非常警報装置<br>・誘導灯<br>・セコムへの通報設備 |
| 防災用備品 | ・震災用備蓄：食料、飲料水、懐中電灯、                        |
| 避難訓練  | ・避難訓練（火災、地震、不審者、消火訓練等）は毎月1回実施              |
| 避難場所  | ・火災・地震のときは濃霞グラウンド<br>・津波警報が出たときは、濃霞山公園     |

## 13. 虐待の防止

当園では、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、虐待と思われる園児を発見した場合、児童虐待の防止等に関する法律第6条により関係機関に通告を行います。

## 14. 緊急時（けが等）の対応

当園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、園児が緊急を要するケガや体調不良の場合は、保護者に連絡を行い、園から直接病院受診する場合があります。

また、保護者と連絡が取れない場合でも、園の判断で病院受診する場合があります。

## 15. その他の留意事項

- (1) 当園の敷地内はすべて禁煙です。
- (2) 送迎は基本的に保護者の方をお願いします。保護者以外の方が来られる場合は、必ず送迎を行う方のお名前・園児との関係の連絡をお願いします。確認が取れるまで園児のお渡しができません。
- (3) 駐車場と園舎との往復の際は必ず園児と手をつなぐ・おんぶ・抱っこなので安全な登降園をお願いします。くれぐれも子どもだけを勝手に先に歩かせることのないようお願いします。
- (4) 玄関の外扉・内扉の出入りの際は必ず施錠していただきますようお願いします。また、園児を先に道路に出さずに、大人が先に安全を確認してから一緒に歩くようお願いします。
- (5) 保育時間以外（保育者へ園児を引き渡す前、保育者から引き渡し後）の園内・園庭や駐車場棟での事故については、責任は負えません。

- (6) 職員個人へのお礼の品物等は、些細の物でも、他の園児、保護者との関係を考慮し、お断りさせていただきますので、ご了承ください。
- (7) 職員との連絡先の交換や金品の授受、購入の勧めや勧誘等、個人的なお付き合いはお断りさせていただいておりますので、ご了承ください。
- (8) 当園のホームページやクラスだより等に、園児の写真が掲載される場合があります。**園児の顔が掲載されることに支障がある場合はお申し出ください。**お申し出のない場合は、写真等が掲載されることをご了承ください。
- (9) 個人情報保護の観点から、こども園の行事等で撮影した写真や動画をSNS等に掲載する際は、ご自身のお子さん以外の顔がわからないようにしてください。
- (10) その他、随時園よりお伝えする留意事項をご確認の上お守りください。
- 
- 

入園後、下記の事由が発生した場合は、こども園と市役所に連絡してください。

- ・就職または転職、離職した時。
- ・入所理由に変更があったとき。
- ・住所や電話番号など連絡先に変更があったとき。
- ・家庭状況に変更があったとき（出生・結婚・離婚等）
- ・生活保護の開始・廃止があったとき。
- ・その他申込書の記載事項に変更があったとき。

【連絡先：こども福祉課 こども福祉係 TEL 22-3972】

# 年間行事予定表

| 月   | 主な行事                            | ◎は保護者に参加をお願いする行事です。  |
|-----|---------------------------------|--|
| 4月  | ○新年度保育開始<br>○内科健診、歯科検診          | ◎親子遠足  |
| 5月  | ○手洗い教室                          |                                 |
| 6月  | ○芋の苗植え（めろん組）<br>○交通安全教室（交通安全協会） | ◎はみがき教室<br>                     |
| 7月  | ○七夕、笹焼き<br>◎夏まつり（7月8日）          | ○プール開き<br>                     |
| 8月  | ○プール遊び<br>○夏のおたのしみ会（めろん組）       |                               |
| 10月 | ◎運動会（10月7日）<br>○社会見学            | ○内科健診、歯科検診<br>○芋の収穫（めろん組）<br> |
| 11月 | ○遠足<br>○消火訓練（消防署）               |                               |
| 12月 | ◎クリスマスお楽しみ会（12月9日）<br>○クリスマス会食  |                               |
| 1月  | ○おもちつき                          |                               |
| 2月  | ○豆まき<br>○卒園写真記念（めろん組）           | ○お店屋さんごっこ<br>                 |
| 3月  | ○お別れ遠足<br>◎卒園式（3月23日）           | ○お別れ会食<br>                    |

- ◇ お誕生会、避難訓練は毎月行います、お弁当日も毎月あります。
- ◇ えほんの森グループの方が月に1回程度、読み聞かせに来てくれます。（休止中）
- ◇ その他、人形劇鑑賞会、キッズクッキングがあります。
- ◇ 行事の変更がある場合があります。



# 一日の生活の流れ

| 時間    | 子どもの活動   |       |              |
|-------|--|-------|--------------|
|       | 0～2歳児  | 3～5歳児 |              |
| 7:00  | 開園   |       | 預かり保育        |
| 7:30  | 順次登園してぶどう組で過ごします。  |       |              |
| 8:00  |  |       | 1号認定者の保育時間   |
| 8:30  | 各クラスに移動  |       |              |
| 9:00  | おやつ(0、1、2歳児)   |       |              |
|       | 各クラスで色々な活動を行います。<br>(お散歩、製作、外遊びなど)                                       |       |              |
| 11:00 | 昼食   |       | 2・3号認定者の保育時間 |
|       | (もも組11:00～ いちご組11:05～<br>ぶどう組11:10～ れもん組11:15～<br>りんご組11:20～ めろん組11:30～) |       |              |
| 12:30 | 昼寝   |       | サービス         |
|       | (めろん組は、昼寝の時間を減らしていきます。)  |       |              |
| 14:00 | 1号認定の園児 順次降園   |       | 預かり保育        |
| 14:45 | 目覚め  |       |              |
| 15:00 | おやつ(全クラス)  |       |              |
| 16:45 | ぶどう組に集まります。  |       |              |
| 17:00 |  |       | 延長保育         |
|       | 順次降園   |       |              |
| 18:00 |  |       | 延長保育         |
| 18:30 |  |       |              |

2・3号認定者の保育時間(標準時間保育)

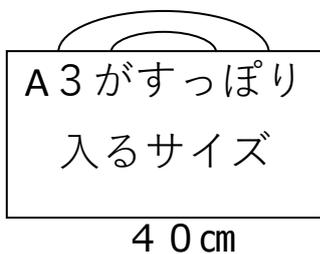
(持ち物)

毎日持ってくるもの

★印は、保育士の指示により用意してください。

| 全年齢共通のもの  | クラス                     | クラス別に準備するもの   |
|---|-------------------------|---|
| <p>●入園当初必要なもの<br/>(記名してください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニール袋(L~大) 1袋100枚入</li> <li>・箱ティッシュ 1箱</li> </ul>  <p>※下記のことを毎日かばんに入れてお持ちください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡帳</li> <li>・汚れ物入れ袋(スーパーの袋で可)</li> <li>・体ふきタオル(2枚)<br/>※体ふきと書き、名前も記入</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>体ふき 花子</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・着替え                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・下着(パンツ・シャツ)</li> <li>・上着</li> <li>・ズボン</li> </ul> </li> </ul> | もも組<br>(0歳児)            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・オムツ 5枚~7枚</li> <li>・食事用エプロン 2枚</li> <li>★ほ乳瓶またはマグマグ</li> </ul>          |
|   | いちご組<br>(1歳児)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・パンツ式オムツ 5枚~7枚</li> <li>・体ふきタオル (プラス2枚=計4枚)</li> <li>★食事用エプロン</li> </ul> |
|   | ぶどう組<br>(2歳児)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・パンツ式オムツ 3枚~5枚</li> <li>★パンツ 2枚~3枚</li> </ul>                            |
|   | れもん組<br>(3歳児)           | ★コップ、歯ブラシ<br>(キンチャク袋入り)   |
|   | りんご組<br>めろん組<br>(4・5歳児) | ・コップ、歯ブラシ<br>(キンチャク袋入り)   |

○こぐま号の絵本を入れる袋 (名前を大きく書いてください。)



こぐま号の本は、月2回程度借りることができます。

## お昼寝ができるようになったら

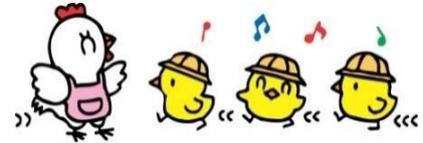
- ・寝具… 敷布団（ベビー布団でいいです）  
毛布、タオルケット

季節に合ったもの

**（名前は大きく書いてください）**

- ・布団は、週末に持ち帰り、シーツは洗い、布団一式は日光消毒をしましょう。
- ・途中、おねしょなどでシーツが汚れた時は、持って帰って洗って頂きます。  
（シーツ交換は保護者の方をお願いします。）

※シーツは、チャック式タイプがよいです。



## タオルはこのようにしてください



- ・手ふきタオルは名前を書いてひもをつけて下さい。  
（ゴムは伸びるのでつけないでください。）①



- ・体ふきタオルは、大便、おしっこ等で汚れたらシャワーで洗った後にふくタオルです。  
タオルには名前を書いて「体ふき」と書いて下さい。②

※体ふきタオルは、フェイスタオル程度の大きさ

☆ **かばん** → **ぶどう・れもん・りんご・めろん組**の着替えを入れてくるかばんは、子ども達が着替えの出し入れをしますので、出し入れしやすいかばんにしてあげて下さい。

なお、**めろん組**は、リュックを登園カバンとして使用しています。

☆ **カラー帽子** → 週末に持ち帰り洗って下さい。（子どもがわかるようにワッペン、またはししゅうなどのマークをつけてあげて下さい。）

☆ **くつ** → **サイズの合った子どもが履きやすいもの**。週末は必ず洗って下さい。

☆ **持ち物には、必ず名前を書いてください。**

☆ 落とし物（忘れ物）は、一週間クラスで掲示します。持ち主が現れない場合は**処分**します。

## その他連絡事項

### ●登園・降園について

- (1) **お休みする時や、遅れる時は午前9時までにコドモンか電話で連絡してください。**  
午前9時30分を過ぎても連絡が無い場合は、勤務先等に連絡をする場合があります。

- (2) 登園した時は、タッチパネルで打刻し、確実に保育士に園児を預けてください。



☆ 8時半までは、ぶどう組の部屋にそれ以降は各部屋へ連れて行ってください。

☆ お迎えの時も必ずタッチパネルで打刻し、必ず保育士に声をかけて帰ってください。

※ タッチパネルの打刻時間で延長保育料が発生しますので、注意してください。

☆ お迎えは各部屋まで来てください。（16時45分以降はぶどう組の部屋にいます。）

- (3) お迎えの時間が遅くなる時や、いつもより早く迎えに来る時、都合で迎えの人が変わる時（保護者以外の人の時）は、前もって保育園に連絡をして下さい。
- (4) 前夜、朝などに身体の異常（発熱、嘔吐、下痢など）があった場合は、必ず保育士にお伝えください。
- (5) 玄関・通用門から出入りする際は、カギを必ず施錠してください。  
（他の園児と一緒に出入りすることがありますので、注意してください。）

**※9時30分～16時まで通用門は施錠しています。**

### ●連絡について

- (1) こども園からの連絡は、コドモン、掲示板またはおたよりでお知らせします。
- (2) お仕事がお休みで、都合のためお子さんを預ける時は、登園時にその日の連絡先をお知らせください。

### ●服装について

- (1) 服装の指定はありませんが、衣服は体に合った、動きやすく、着脱（着たり脱いだり）しやすい、清潔なものを着せてください。
- (2) **衣服には必ず名前を書いてください。（靴下、下着にも）**  
※ 兄弟姉妹等の小さくなった服等を着られるときも、必ず名前を書き直してください。

## ●健康について

- (1) **内科健診**（すどクリニック）、**歯科検診**（わきた歯科医院）を**年2回**行っています。
- (2) 定期健診や予防接種は必ず受けるようにしてください。  
また、受けたことを園までお知らせください。  
なお、予防接種後は体調の変化などあるかもしれないで、その日の登園は控えてください。
- (3) 当園では、誤薬を防ぐため与薬は行っていませんが、病気によって与薬が必要な方は、ご相談ください。与薬を行う場合は、与薬依頼書に記入して、医師の指示書と薬剤情報提供表を添付して提出して下さい。
- (4) 食物アレルギーがあり、対応食が必要な園児については、対応食申請書が必要ですので、担任に相談してください。
- (5) アタマジラミらしきものを見つけた場合は、蔓延防止策をとるため、病院受診をお願いすることがあります。ご家庭で見つけた場合も園に報告してください。
- (6) 鼻血や吐物などで服や寝具等が汚れた場合は、感染予防のため園では洗わず、そのままの状態を持ち帰っていただきますので、ご家庭で消毒してください。また、お友達の吐物等で汚れた場合も各自で持ち帰っていただきます。
- (7) 伸びたつめでお友達をひっかくことがあるので、お家ではまめにつめ切りをしてあげてください。
- (8) 4歳になり希望される方はフッ化物洗口を行っています。

## ●こども園からのお願い

- (1) 具合の悪いときは、休ませてください。
- (2) 登園後、体温が37.5℃以上の熱があるときや、いつもと様子が違い心配な時（元気がない、食欲がない、顔色が悪いなど）には電話連絡をします。  
☆お子さんの今の様子を保護者の皆さんにお知らせする電話連絡です。  
☆お子さんの体調が心配なときは、いつでも園に電話をかけてください。
- (3) 次の場合は、お迎えをお願いします。

|                        |               |
|------------------------|---------------|
| ☆ 38℃以上の発熱のとき          | ☆ 嘔吐、下痢が続くとき  |
| ☆ ひきつけたとき              | ☆ 伝染病の疑いがあるとき |
| ☆ その他こども園がお迎えが必要と判断した時 |               |

## こども園の感染症について

下記の感染症に罹患し、症状が回復して登園されるときは、医師が記入した意見書（別紙様式）をこども園に提出してください。



### \* 医師が記入した意見書（別紙様式）が必要な感染症

| 感染症名                            | 感染しやすい期間(※)                          | 登園のめやす   |
|---------------------------------|--------------------------------------|--|
| 麻疹(はしか)                         | 発症1日前から発しん出現後の4日後まで                  | 解熱後3日を経過していること   |
| インフルエンザ                         | 症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い) | 発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること   |
| 新型コロナウイルス感染症                    | 発症後5日間                               | 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること<br>※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日として、5日を経過すること  |
| 風しん                             | 発しん出現の7日前から7日後くらい                    | 発しんが消失していること   |
| 水痘(水ぼうそう)                       | 発しん出現1~2日前から痂皮(かさぶた)形成まで             | すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること  |
| 流行性耳下腺炎<br>(おたふくかぜ)             | 発症3日前から耳下腺腫脹後4日                      | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること   |
| 結核                              | —                                    | 医師により感染の恐れがないと認められていること  |
| 咽頭結膜熱<br>(プール熱)                 | 発熱、充血等の症状が出現した数日間                    | 発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること  |
| 流行性角結膜炎                         | 充血、目やに等の症状が出現した数日間                   | 結膜炎の症状が消失していること  |
| 百日咳                             | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで           | 特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること  |
| 腸管出血性大腸菌感染症<br>(O157、O26、O111等) | —                                    | 医師により感染のおそれがないと認められていること。<br>(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。) |
| 急性出血性結膜炎                        | —                                    | 医師により感染の恐れがないと認められていること  |
| 侵襲性髄膜炎菌感染症<br>(髄膜炎菌性髄膜炎)        | —                                    | 医師により感染の恐れがないと認められていること  |

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(—)としている。

【2018年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン 2023年5月一部改訂 参照】

**★同居の方も上記の感染症と診断された場合は、こども園に必ずお知らせください。**  
**なお、感染者の園内への立ち入りは禁止です。送迎者が感染している場合は、玄関外で受け渡しますので、園に着いたら電話してください。**

下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届を保護者が記入してこども園に提出をしてください。

**\* 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届(別紙様式)が必要な感染症**

| 感染症名                             | 感染しやすい期間   | 登園のめやす                         |
|----------------------------------|--|--------------------------------|
| 溶連菌感染症                           | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間                            | 抗菌薬内服後24～48時間を経過していること         |
| マイコプラズマ肺炎                        | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間                            | 発熱や激しい咳が治まっていること               |
| 手足口病                             | 手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間                             | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| 伝染性紅斑(りんご病)                      | 発しん出現前の1週間                                       | 全身状態が良いこと                      |
| ウイルス性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等) | 症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要) | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること      |
| ヘルパンギーナ                          | 急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているため注意が必要)             | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| RSウイルス感染症                        | 呼吸器症状のある間  | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと            |
| 帯状疱疹                             | 水疱を形成している間                                       | すべての発しんが痂皮化(かさぶた)していること        |
| 突発性発しん                           | —  | 解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと              |

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(—)としている。

【2018年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン 2023年5月一部改訂 参照】

**★上記の感染症と診断された場合は、こども園に必ずお知らせください。**

**\* 状態によっては登園を遠慮するようお願いする場合もある感染症**

| 感染症名          | 登園の条件等                                  |
|---------------|---|
| アタマジラミ症       | 駆除を開始していること                             |
| 伝染性軟属腫(水いぼ)   | 掻きこわし傷から滲出液が出ているときは被覆すること               |
| 伝染性膿痂しん(とびひ)  | 皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること         |
| 単純ヘルペスウイルス感染症 | 口唇ヘルペスのみで、全身状態が保たれているのであれば、マスクなどをして登園可能 |

【2023年4月改訂版 学校、幼稚園、保育所において予防すべき感染症の解説 参照】

※意見書・登園届の用紙はこども園にあります。また、次ページをコピーしても構いませんし、HPからダウンロードもできます。(http://saikiminsei.jp→各園紹介→menu(メニュー)→様式集)

## 意見書（医師記入）

みなとこども園園長様

組 園児氏名

平成・令和 年 月 日生

(病名)(該当疾患に  をお願いします)

|                          |                             |
|--------------------------|-----------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 麻疹(はしか)※                    |
| <input type="checkbox"/> | インフルエンザ※                    |
| <input type="checkbox"/> | 新型コロナウイルス感染症※               |
| <input type="checkbox"/> | 風しん                         |
| <input type="checkbox"/> | 水痘(水ぼうそう)                   |
| <input type="checkbox"/> | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)             |
| <input type="checkbox"/> | 結核                          |
| <input type="checkbox"/> | 咽頭結膜熱(プール熱)                 |
| <input type="checkbox"/> | 流行性角結膜炎                     |
| <input type="checkbox"/> | 百日咳                         |
| <input type="checkbox"/> | 腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等) |
| <input type="checkbox"/> | 急性出血性結膜炎                    |
| <input type="checkbox"/> | 侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)        |

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

令和 年 月 日から登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

※ 必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、「意見書」を園に提出してください。

## 登園届 (保護者記入)

みなとこども園園長 様

組 園児氏名

平成・令和 年 月 日生

(病名)(該当疾患にをお願いします)

|  |                                      |
|--|--------------------------------------|
|  | 溶連菌感染症                               |
|  | マイコプラズマ肺炎                            |
|  | 手足口病                                 |
|  | 伝染性紅斑(りんご病)                          |
|  | ウイルス性胃腸炎<br>(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等) |
|  | ヘルパンギーナ                              |
|  | RSウイルス感染症                            |
|  | 帯状ほうしん                               |
|  | 突発性発しん                               |
|  | その他( )                               |

(医療機関名) \_\_\_\_\_ ( 年 月 日受診)において  
 症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、 年 月 日より  
 登園いたします。

令和 年 月 日

保護者氏名

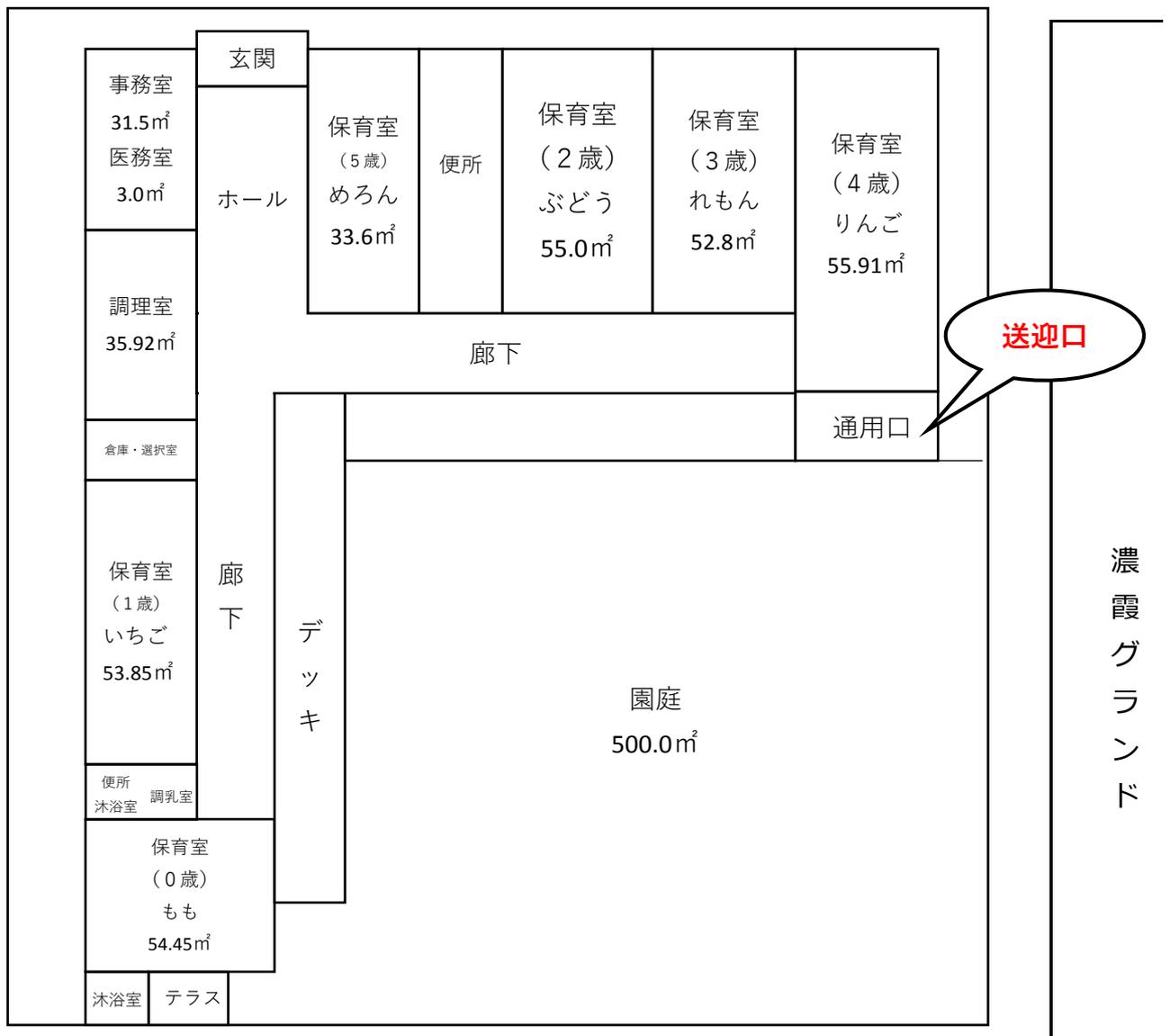
### ※保護者の皆さまへ

園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。




 一方通行

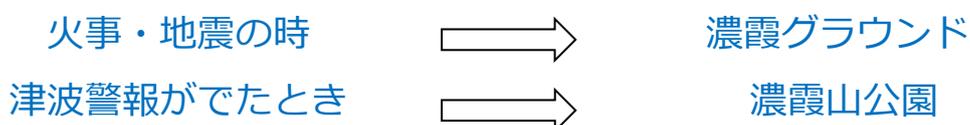
一方通行
 



## 非常時（火事・地震）の避難場所です！

火災・地震が発生しこども園からの避難が必要になった時の避難場所です。

避難場所を覚えていてください。



## 台風接近時の対応について

### 警報が発令されている場合

◎お子様の安全を第一に考え、保護者が在宅可能な場合は、家庭保育にご協力をお願いします。

### 登園してから警報が発令された場合

◎気象状況や道路交通の状況を考慮し、早めにお迎えに来ていただくようご協力をお願いします。

◎登園後、気象状況等により保育を中止する場合は、お迎えの連絡をします。

### 避難指示が発令された場合

◎開園前にこの地域で警戒レベル4（避難指示）が発令された場合は、こども園は**休園**します。

◎保育中にレベル4（避難指示）が発令された場合は、**閉園**するので「お迎え」をお願いします。その場合はお迎えの連絡をします。

※連絡方法はコドモンや電話（こども園固定電話・職員スマホ）で行います。

# 津波警報時避難場所(濃霞山公園)



## 利用者負担金

(令和5年(2023年)4月～)

### 別表1 給食費

| 1号認定者   | 2号認定者   |
|---|---|
| <p>月額 <b>3,700円</b><br/>(主食費500円+副食費3,200円)</p> <p>※学期中の土曜日以外の昼食給食費を12ヶ月で割った金額です。</p> | <p>月額 <b>5,000円</b><br/>(主食費500円+副食費4,500円)</p> <p>※年間通した月曜日～土曜日の給食費です。</p> |

|        |  |
|--------|--|
| 支払方法   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・月末締め翌<b>20日</b>に口座引き落としを行います。</li> <li>・途中退園される方は退園された翌月。<br/>(9月退園されたら10月に引き落とし)</li> <li>・卒園される方の3月分は<b>4月</b>に引き落としします。</li> </ul>  |
| 減額の対象  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・月の途中で退園される場合は、給食日×200円で日割り計算を行います。<br/>下記に該当する場合は、給食停止申出書の提出が必要です。</li> <li>・前月20日までに休みを申し出た場合で、開園日を連続した5日以上のお休みの場合、日割り計算を行います。</li> <li>・療育施設に月8日以上通い休みの場合、日割り計算を行います。(給食停止申出書は年度当初若しくは利用始めに提出してください。)</li> </ul> |
| 減額の対象外 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・(2号認定者)土曜日を恒常的に休む場合は減額を行いません。</li> <li>・弁当日、病休、臨時休園等は減額を行いません</li> </ul>   |

※給食停止申出書はこども園にあるので、必要な方は職員に申し出てください。

## 別表2 預かり保育・延長保育等に係る利用者負担金

※いずれの認定の場合も、預かり保育、延長保育の申し込みがなかった場合でも、受け入れやお迎えの時間が規定の時間を過ぎた場合は、預かり保育料金、延長保育料金をいただくこととなります。

### (1) 1号認定（3歳以上児で、保育の必要の認定事由に該当しない）

預かり保育・延長保育料金表

|                   | 時 間                   | 料 金  |
|-------------------|-----------------------|------|
| 月曜日～金曜日           | 7時～7時30分              | 200円 |
|                   | 7時30分～8時              | 200円 |
|                   | 8時～14時                |      |
|                   | 14時～16時（おやつ代50円込み）    | 250円 |
|                   | 16時～17時               | 100円 |
|                   | 17時～18時               | 100円 |
|                   | 18時～18時30分（延長おやつ代込み）  | 200円 |
| 土曜日及び<br>長期休暇中の平日 | 7時～7時30分              | 200円 |
|                   | 7時30分～8時              | 200円 |
|                   | 8時～12時30分（給食費200円込み）  | 650円 |
|                   | 12時30分～16時（おやつ代50円込み） | 350円 |
|                   | 16時～17時               | 100円 |
|                   | 17時～18時               | 100円 |
|                   | 18時～18時30分（延長おやつ代込み）  | 200円 |

※保育の必要の認定事由に該当する場合、1日450円、1ヶ月11,300円までは無償となります。

## (2) 2号認定(3歳以上児)

預かり保育・延長保育料金表

|                    | 時 間        | 料 金  |
|--------------------|------------|------|
| 保育短時間<br>(9時～17時)  | 7時～7時30分   | 200円 |
|                    | 7時30分～8時   | 200円 |
|                    | 8時～8時30分   | 200円 |
|                    | 8時30分～9時   | 免除   |
|                    | 9時～17時     |      |
|                    | 17時～17時30分 | 200円 |
|                    | 17時30分～18時 | 200円 |
|                    | 18時～18時30分 | 200円 |
| 保育標準時間<br>(7時～18時) | 7時～18時     |      |
|                    | 18時～18時30分 | 200円 |

## (3) 3号認定(3歳未満児)

預かり保育・延長保育料金表

|                    | 時 間        | 料 金  |
|--------------------|------------|------|
| 保育短時間<br>(9時～17時)  | 7時～7時30分   | 200円 |
|                    | 7時30分～8時   | 200円 |
|                    | 8時～8時30分   | 200円 |
|                    | 8時30分～9時   | 免除   |
|                    | 9時～17時     |      |
|                    | 17時～17時30分 | 200円 |
|                    | 17時30分～18時 | 200円 |
|                    | 18時～18時30分 | 200円 |
| 保育標準時間<br>(7時～18時) | 7時～18時     |      |
|                    | 18時～18時30分 | 200円 |

**別表3 その他利用者負担金** (令和5年(2023年)4月～)

| 項目                 | 内容等  | 金額       |
|--------------------|--|----------|
| 学級費※               | 5歳児(めろん組)<br>教材費や園外遠足等に使います。                                       | 1,000円/月 |
| 帽子代                | クラスの色わけ帽子(新入園時)  | 500円     |
|                    | 紛失、破損等により再購入したとき   | 実費       |
| 災害共済掛金<br>(スポーツ保険) | こども園の管理下において発生した事故等に<br>補償される保険です。<br>年度初め・新入園時に支払っていただきます。        | 240円/年   |
| 写真代                | 個人で購入した写真<br>※写真販売はコドモンを通して行うので、コ<br>ドモンで申し込みをして代金を支払っていただ<br>きます。 | 写真代実費    |
| 交通費                | 公共交通機関等(バス、電車、タクシー等)<br>を利用した際にこども園が必要と判断した実<br>費を支払っていただきます。      | 交通費実費    |

※ 行事に参加できなかった場合や年度途中で退園した場合も納めていただいた学級費は返却できません。



